

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名 称	もくぞうずいしんりゅうぞう 木造隨身立像 2 軀		
所 在 地	東温市則之内		
所 有 者	三島神社	管 理 団 体	
指定年月日	昭和51年4月6日		
解 説	この隨身像2軀は、東温市則之内三島神社楼門にある。1軀は像高138センチメートルで、他の1軀は135センチメートル、いずれもヒノキ材、寄木造、彩色の像で、神門を守る隨身像である。頭部、体部それぞれに内割^ぐりを施し、共に一手を上げ他の手を腰わきに構えて持物^{じぶつ}を執る形、片足を踏み出した体勢に動きがあり、両袖もこれに応じてひるがえっている。木寄せの風は、神像の常として簡古の風を示すが、胴体を強く引きしめた肉どり、動きのある体勢には鎌倉時代末ないし南北朝時代のころの特色が認められる。1体の背面材の内部に墨書銘があり「延文二二年五月 ほうけんのさく」（1359年）と読める。 ただ、隨身像は阿・吽^{あ・うん}の形に作るのが通例であるが、この両像は共に口を閉じた吽型であり、左足を踏み出す体勢も同じである。木寄せの風、造形の特色からみてこの2体はほぼ同じころに、同じ作者の手になるものと思われるが、一対のものではなく、二対のものを後に一対にまとめたものかとも想像される。		

